

Client Alert

2024 年 10 月号 (Vol.130)

1. はじめに
2. 知的財産法:「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果公表とその後の動き
3. 競争法/独禁法: 公取委、企業コンプライアンスに関する実態調査の開始
4. エネルギー・インフラ: 地域間連系線の整備に関する課題について
5. 労働法: フリーランス保護法 Q&A のアップデートについて
6. 会社法: 経済産業省、「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会を発足
7. 危機管理・コンプライアンス: 消費者庁、公益通報者保護法改正に関する中間論点整理(案)を公表
8. 一般民事・債権管理: 事業再構築法制を巡る近時の議論動向
9. M&A: 「中小 M&A ガイドライン」の改訂
10. キャピタル・マーケット: 公開買付開示ガイドライン・パブコメ結果の公表
11. 税務: 「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A」の改訂
12. 国際訴訟・仲裁: 米国における Mass Arbitration (集団仲裁) の近時の動向
13. 国際通商/経済安全保障: 技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築
14. 米国: カリフォルニア州知事、「最先端の AI モデルの安心・安全なイノベーションに関する法律」案 (SB1047) に拒否権を行使
15. 中国・アジア (タイ): 個人情報保護法 (PDPA) 施行以来初の行政罰の適用事例
16. 新興国 (中東): サウジアラビアの新投資法

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2024 年 10 月号 (Vol.130) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

Client Alert

2. 知的財産法：「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果公表とその後の動き

個人情報保護委員会は、2024 年 9 月 4 日に、「[個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理](#)」に関する意見募集の結果を公表しました。

中間整理に関する詳細な解説は、以前、当事務所の[データ・セキュリティ NEWSLETTER 2024 年 7 月 26 日号](#)にまとめておりますのでそちらをご参照ください。また意見募集の結果概要は[こちら](#)をご覧ください。

提出意見数は、合計 2,448 件で、そのうち、本人同意を要しないデータ利活用等に関するものが 1,560 件を占めており、そのうち、生成 AI に関するものが 1,486 件を占めています。

本人同意を要しないデータ利活用等に関しては、個人情報保護委員会の中間整理では、「法で本人同意が求められる規定の在り方について、個人の権利利益の保護とデータ利活用とのバランスを考慮し、その整備を検討する必要がある。この場合においては、単に利活用の促進の観点から例外事由を認めるのは適当ではなく、本人の権利利益が適切に保護されることを担保することが必要である。」「生成 AI 等の、社会の基盤となり得る技術やサービスのように、社会にとって有益であり、公益性が高いと考えられる技術やサービスについて、既存の例外規定では対応が困難と考えられるものがある。」とされておりました。これに対しては、今回の意見募集では、生成 AI の拡大に懸念を持つ個人からの意見が多く寄せられ、「生成 AI 等のサービスの公益性に言及しているが、現状画像生成 AI による誤情報の拡散や特定の個人に対する名誉毀損等の問題が懸念される。」「ニーズや公益性を踏まえて例外規定を設けるとのことだが、今の状況で自分の個人情報や肖像を勝手に生成 AI に使われるのは不安でならない。」といった意見が多くを占めたようです。

他には、100 件を超える意見が寄せられた項目は、こどもの個人情報等と生体データ関係がありました。

なお、今回の意見募集の結果公表では、個人情報保護委員会による個別の意見への回答はなされておらず、提出された意見のみが公表されていますが、様々なステークホルダーの意見が確認でき、参考になります。

現在、個人情報保護法の改正については、課徴金制度、団体による差止請求制度及び被害回復制度、その他（本検討会における議論の状況等を踏まえ必要と考えられる事項）について検討する[個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会](#)が開催されています。同検討会は、オンラインでの一般傍聴を受け付けており、公開されています。過去の開催状況と配布資料は[こちら](#)をご覧ください。

現時点では、課徴金制度に関する検討が中心となっており、導入推進する意見と導入に慎重な立場を示す意見が対立しています。直近では、2024 年 9 月 26 日に第 3 回が開催されました。個人情報保護委員会事務局からは、「現行制度と検討の方向性について

Client Alert

(課徴金制度)」という資料が提出されており、同資料の 26 頁では、以下の視点(下線・太字は著者が付したもの)が示され、27 頁以下において課徴金を課すべき事例として想定される事例や課徴金の算定方法等の視点が記載されています。同資料は、今後の課徴金制度についての検討の方向性を占うものとしても注目されます。

- ・検討に当たり、想定され得る違反行為等を踏まえて議論を行うことが有用ではないか。その際、国内他法令における導入事例や国際的動向、個人の権利利益保護と事業者負担のバランス、意見募集の結果等を踏まえる必要があるのではないか。
- ・現行制度の「勧告」・「命令」・「刑事罰」のみでは、経済的誘引が大きい場合の「やり得」(違反行為から得た経済的利得を保持すること)を防止できないことを考慮すべきではないか。
- ・個人情報保護法における課徴金制度の対象については、深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高い、緊急命令の対象となり得るもの(具体的には、違法な第三者提供、不正取得、不適正利用等や、漏えい等の原因となった安全管理措置違反等)に限定すべきではないか。
- ・適正なデータの利活用に悪影響を与えることがないように、制度設計のみならず、周知啓発や運用も含めて十分に配慮をするべきではないか。

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ yoshifumi.onodera@mhm-global.com

パートナー 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：公取委、企業コンプライアンスに関する実態調査の開始

2024 年 9 月 18 日、公取委は、企業コンプライアンスに関する実態調査(「本調査」)を開始することを公表しました。本調査は、東証プライム上場企業 1,634 社を対象に、ウェブアンケート調査とヒアリング調査の方法にて行われることになっており、まずは 2024 年 10 月上旬から同年 11 月中旬にかけてアンケート調査が行われます。

本調査では、大きく分けて、①独禁法コンプライアンスプログラムの整備・運用全般、②アルゴリズムによる独禁法違反行為への対応等、③労務費等の転嫁に係るコンプライアンス態勢の整備・運用及び④カルテル・談合以外の独禁法違反行為に関する取組を確認することになっています。

①については、各種法令遵守の取組における独禁法遵守の優先度、公取委が昨年 12 月に公表した「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のための

Client Alert

ガイド」(「本ガイド」)¹に掲載されている取組の実施状況、同ガイドの認知度・評価、各企業が重視している取組やその事例、その他独禁法コンプライアンス上の課題等が対象となります。

②については、アルゴリズムや AI を利用した独禁法違反が生じる懸念を背景に、価格調査・価格設定アルゴリズムの利用に関する独禁法上のリスクへの企業の対応状況と、逆に、独禁法違反行為の発見に向けたアルゴリズム・AI の活用の状況等が対象となります。

③は、公取委が近年注力している労務費等の適切な価格転嫁に関するものですが²、本調査では、実際に価格転嫁が行われているかという観点からではなく、適正な価格転嫁が行われるための社内体制構築や取組が行われているかが対象となります。

④については、典型的な独禁法違反であるカルテル・談合以外の、私的独占や不公正な取引方法を対象とした、違反予防・早期発見の体制や取組等が対象となります。

公取委は本調査を踏まえ、2025 年の夏頃に本調査の報告書を公表し、並行して、本ガイドの改訂作業も進めていく予定であると述べています。独禁法コンプライアンスにおいてカルテルや談合の抑止が重要であることは変わらないものの、近時、技術革新や社会経済の構造の変化を受け、デジタル分野における違反や優越的地位の濫用その他の不公正な取引方法といった、その他の独禁法コンプライアンスの重要性も高まっています。実際、公取委は、本年 7 月に抱き合わせ販売について 26 年振りに排除措置命令を行い、本年 9 月にはプロ野球選手の代理人に関する制限について事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限のおそれがあるとして警告を行う等、カルテル・談合以外の分野にも積極的な執行姿勢を見せているところです。公取委による実態調査と、その結果を受けて更新される独禁法コンプライアンスのガイドは、自社の独禁法コンプライアンスの体制・状況を確認するきっかけになると思われ、注目に値します。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

パートナー 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144 (福岡)

✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

¹ [Client Alert 2024 年 1 月号 \(Vol.121\)](#) をご参照ください。

² [Client Alert 2024 年 4 月号 \(Vol.124\)](#) をご参照ください。

Client Alert

4. エネルギー・インフラ：地域間連系線の整備に関する課題について

2024年9月9日に開催された総合資源エネルギー調査会における第80回電力・ガス基本政策小委員会（「本委員会」）において、地域間連系線の整備に関する課題、とりわけファイナンスの在り方が議論されています^{3,4}。

以下、同委員会において議論されている内容について概説します。

(1) 地域間連携線の整備に関する検討の状況について

現在、電力広域的運営推進機関では、マスタープランを踏まえ、北海道本州間海底直流送電及び関門連系線の系統整備に向けた計画策定プロセス⁵が進められています。事業実施主体の組成、ケーブル敷設方法、先行利用者との調整等の課題があり、その中でもファイナンス面の課題が特に顕在化しているとされています。

北海道本州間海底直流送電及び関門連系線のそれぞれについての概算工事費、概算工期、事業実施主体の概要は、以下のとおりです。

	北海道本州間海底直流送電	関門連系線
概算工事費※	1.5～1.8兆円	3,700～4,100億円
概算工期※	6～10年程度	6～9年程度
事業実施主体	SPC等が想定 (実施案及び事業実施主体の公募に係る公募要綱骨子案に対して、SPCの組成等を想定した意見が寄せられている)	一般送配電事業者等 (中国電力ネットワーク株式会社、九州電力送配電株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社が有資格事業者となっている)

※基本要件策定（2024年4月3日）時点

14

出典：第80回電力・ガス基本政策小委員会 資料4

(2) 地域間連系線の整備に係るファイナンスの在り方について

地域間連系線の整備は、事業実施主体を公募することが基本となるため、応募を検討する事業実施主体における投資判断に際しては、リスクに見合ったリターンの水準（事業報酬率）が特に重要となります。しかしながら、2020年9月9日の第6回持続可能な電力システム構築小委員会⁶においては、「今後策定予定のマスタープランにおいて、新たに地域間連系線の増強方針が決定される場合は追加事業報酬を設定しない」という

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/080_04_00.pdf

⁴ 本稿で取り上げる議論のほかに、今後の系統増強の判断に当たって費用便益評価を精緻化していくこと、定性的な便益の整理を行うことといった方向性が示されています。本稿では紙幅の関係から詳細は割愛していますが、本稿で取り上げている関門連系線と北海道本州間海底直流送電については、現行の費用便益評価では考慮しきれていない項目等があることを踏まえ、将来的な再エネ導入拡大の見込みや、電力のレジリエンス強化の観点、さらには社会的なニーズ等を加味して増強の判断が行われたとされています。

⁵ 実施案の募集、評価・決定、それを踏まえた整備計画の策定は、現段階では、2024年度以降に実施されることが予定されています。

⁶ https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/006/006_04.pdf

Client Alert

方針が示されていまして⁷。他方、レベニューキャップ制度の中間とりまとめ⁸においては、「第1規制期間の期中や、第2規制期間において特に推進すべき政策課題がある場合には、当該投資について引き続き追加事業報酬の付与の有無を検討」することとされています。

こうした状況を踏まえ、本委員会では、関門連系線等の大規模地域間連系線については、①特に推進すべき政策的課題があるといえること⁹、②従来の地域間連系線と比較し、巨額の投資判断を伴う事業となる一方で、分社化後経常利益が下降傾向で、自己資本比率も低下している一般送配電事業者等にとっては、そのための負債調達ハードルが高いこと、③足下の金利上昇の影響や巨額の投資規模、30年程度の長期の投資期間となることを踏まえると、資金調達コストが高くなり、現行の事業報酬を適用した場合、投資回収の予見性が低く、最終的な投資判断を行えない可能性があることから、追加事業報酬率を設定できることとし、一般送配電事業者が追加事業報酬率を適用した申請を行うことを認めることは妥当と考えられるのではないかという議論の方向性が示されています。

また、現在、送電事業のライセンスを取得したSPCによるプロジェクトファイナンスによる資金調達が検討されている北海道本州間海底直流送電については、プロジェクトのリスクに応じた適正なリターンを設定することが鍵となるとの認識の下で、コーポレートファイナンスを念頭に一律の事業報酬率を定めている託送料金制度に対し、プロジェクトファイナンスにおける適切な事業報酬率（リターン）を踏まえた託送料金の審査をどのように進めるか、電力・ガス取引等監視委員会と連携し、検討を深めていくものとされています。

地域間連系線の整備に対する投資判断を行う上では、投資のリスクやファイナンスにおける資金調達コストに見合ったリターンの水準を設定することが必要不可欠となります。他方、事業報酬率の増加は、最終的には消費者が負担する電気料金に反映されることになるため、どの程度の追加事業報酬率の設定が許容されるかという点は、事業者のみならず、国民的にも重要な関心事になると思われます。将来的な電力需要の増大やGXの進展を踏まえると、北海道や九州で導入が拡大される再エネを含めた電気を広域的に運用するために、地域間連系線の増強は必要不可欠なものであると考えられることから、地域間連系線の整備に係るファイナンスの在り方を巡る議論には、今後も注目していく必要があります。

⁷ マスタープラン策定以前に増強方針が決定された地域間連系線への投資の場合、他の発電所等の投資に比して収益性が劣後しないように、追加事業報酬として事業報酬が上乘せ（通常の事業報酬が1.5倍）されていました。

⁸ https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/013/013_11.pdf

⁹ 2024年2月27日の第70回電力・ガス基本政策小委員会（https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/070_11_00.pdf）においては、「広域的取引上、特に重要なもの」であり、「将来的な再エネ導入拡大の見込みや、電力のレジリエンス強化の観点のほか、社会的ニーズを加味し、可能な限り早期に増強」していくこととされています。

Client Alert

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴
☎ 03-5220-1858
✉ yuki.sameshima@mhm-global.com

5. 労働法：フリーランス保護法 Q&A のアップデートについて

2024年9月19日、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）Q&A（「本Q&A」）がアップデートされました。本Q&Aは、2024年11月1日に施行される特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（「フリーランス保護法」）に関するQ&Aとなります。

フリーランス保護法の施行により、フリーランスとの取引に際しては同法が適用される可能性があり、企業としては、同法が規定する、①書面等による取引条件の明示、②報酬支払期日の設定・期日内の支払い、③禁止行為、④募集情報の的確表示、⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮、⑥ハラスメント対策に係る体制整備、⑦中途解除等の事前予告・理由開示といった義務を負うこととなります。

本Q&Aにおいては、それぞれに関する解釈が示されており、例えば、以下のものが挙げられます。

- ①書面等による取引条件の明示について、フリーランス保護法及び下請法のいずれも適用される発注の場合には、両方が定める記載事項を併せて一括で示すことが可能ではあるものの、電磁的方法による提供の場合には、下請法により、事前に下請事業者の承諾を得ること、下請事業者が電磁的記録を出力して書面を作成できる方法によることも要件とされること（本Q&A32）
- ④募集情報の的確表示について、その対象となる募集方法には、①新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、②文書の掲出又は頒布、③書面の交付、④ファクシミリ、⑤電子メール等、⑥放送、有線放送等の幅広いものが含まれること（本Q&A83）
- ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮について、当該配慮が円滑に行われるようにすべく、①配慮の申出が可能であることや、配慮を申し出際の窓口・担当者、配慮の申出を行う場合の手続等を周知すること、②育児介護等に否定的な言動が頻繁に行われるといった配慮の申出を行いきにくい状況がある場合にはそれを解消するための取組を行うこと等の育児介護等への理解促進に努めることが望ましいこと（本Q&A92）

企業としては、フリーランス保護法の施行に向けて、本Q&Aを踏まえた対応ができているかを確認した上で、フリーランス保護法を遵守したフリーランスとの取引が可能となるよう、適切な体制を確保することが必要となります。

Client Alert

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 澤 和樹
☎ 03-6212-8387
✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

6. 会社法：経済産業省、「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会を発足

2024年9月17日、経済産業省（「経産省」）は「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会（「本研究会」）の発足を公表しました。経産省は、これまでコーポレートガバナンス・コード（「CGコード」）やCGコードを実践するための各種ガイドライン等を策定・公表し、それにより、多くの企業で社外取締役の選任や指名委員会・報酬委員会の設置が進む等、一定の成果が見られています。本研究会は、法令やCGコード等を遵守するに留まらず、「稼ぐ力」を強化する観点からの更なる取組について検討を行うために発足したものです。本研究会の主な検討事項と2024年9月18日に開催された第1回研究会で提案された問題意識は以下のとおりです。

1. 日本企業のコーポレートガバナンス改革の進め方

CGコードへのコンプライアが目的化する等、事実上コーポレートガバナンス改革が形式的な体制の整備に留まり、「稼ぐ力」の強化に至っていないのではないかとの問題意識が挙げられ、各企業が改めて自社のコーポレートガバナンスのあるべき姿等について十分議論し、そのための仕組みを作り上げる必要があるのではないか、といった提案が出されました。

2. 会社法の改正

公益社団法人商事法務研究会「会社法制に関する研究会」において議論されている事項（例えば、実質株主の情報開示制度や従業員・子会社役職員に対する株式の無償発行、株式対価 M&A の拡大等）のほか、指名委員会等設置会社における指名（・報酬）の決定権限の見直し、といった論点についても、コーポレートガバナンス改革の実質化や企業価値向上の観点から、本研究会の議論の対象となり得る旨の提案がされました。

本研究会では、今後、2024年12月頃を目途に会社法の改正に向けた検討事項に関する報告書を、2025年3月頃を目途にコーポレートガバナンス改革の在り方に関する取りまとめを公表する予定です。今後の会社法改正に向けては、「会社法制に関する研究会」も2024年9月末から再開しており、各社は、今後の更なるガバナンス改革や会社法改正に向けた動向に留意する必要があります。

Client Alert

<参考資料>

経産省：「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会を立ち上げます」（2024年9月17日）

<https://www.meti.go.jp/press/2024/09/20240917001/20240917001.html>

経産省：「第1回 『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」（2024年9月18日）

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/earning_power/001.html

パートナー 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 香川 絢奈
☎ 03-5220-1847
✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理・コンプライアンス：消費者庁、公益通報者保護法改正に関する中間論点整理（案）を公表

消費者庁は、2024年9月2日、国際的な動向や改正法の施行状況を踏まえた課題と対応について検討を行うために設置された公益通報者保護制度検討会による「中間論点整理（案）」（「中間整理案」）を公表しました。

2004年に制定された公益通報者保護法は、2020年6月に改正法が成立し（2022年6月施行）、例えば、常時使用する労働者の数が300人超の事業者に対して、内部公益通報対応体制の整備義務が課されるとともに、保護される公益通報者の対象に役員や退職後1年以内の退職者が追加される等しました。他方で、改正法附則5条は、公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方等について、施行後3年を目途として、改正後の公益通報者保護法の施行状況を勘案し、検討を加え、必要な措置を講じることとしていました。

以上の背景の下、中間整理案は、今後の検討課題を明確化することを目的として、公益通報者保護制度検討会で提示された論点と意見を整理したものとされており、今後の公益通報者保護法の改正の方向性を示唆する重要な文書であると考えられます。中間整理案においては、主に、①事業者における体制整備の徹底と実効性の向上、②公益通報を阻害する要因への対処、③公益通報を理由とする不利益取扱い（報復）の抑止・救済という観点から個別の論点を取り上げられています。以下、中間整理案におけるこれらの論点に係る意見の内容を紹介します。

まず、①の観点から、公益通報者保護法は、通報対象事実の調査等の業務に従事する者を指定する義務を対象企業に課していますが、この義務が十分に履行されていないと思われること等を踏まえ、当該義務の履行徹底を目指し、現行法上の報告徴収、指導・

Client Alert

助言、勧告、勧告に従わない場合の公表（同法 15 条・16 条）に加え、勧告に従わない場合の命令権や立入検査権を新たに規定し、是正すべき旨の命令を行っても違反が是正されない場合には刑事罰を科すべきとの提案があった旨が指摘されています。

また、②の観点から、現時点でも、公益通報者保護法に基づく指針において体制整備義務の一部として公益通報者の探索防止が規定されているものの、公益通報者の探索は、公益通報を検討する他の労働者等への萎縮効果を生じさせる等の悪影響があるため、公益通報者保護法において、通報者の探索を明示的に禁止したり、通報者の探索行為に対する行政措置又は刑事罰を設けたりするべきであるとの意見があったと指摘されています。また、公益通報を妨害する行為についても明示的に法律上禁止するとともに、違反時の行政措置又は刑事罰を規定すべきとの意見があったと紹介されています。

最後に、③の観点から、公益通報者保護法施行後、公益通報をしたことを理由に公益通報者が不利益取扱いを受けた事案が多数生じているという認識の下で、不利益取扱いに対する抑止効果が現状の民事ルールだけでは不十分であり、公益通報を理由とする不利益取扱いに対する刑事罰を設ける必要があるとの意見が多かった旨が指摘されています。

以上のように、中間整理案では、禁止規定の創設や刑事罰等の導入、行政の権限強化等を通じて、公益通報者の保護の強化や対象企業の義務履行の担保等を企図する意見が多く見られます。今後、中間整理案を踏まえてさらに検討が進められ、2024 年中を目途に取りまとめを行う予定とされており、今後の改正動向に留意が必要です。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 塚田 智宏

☎ 03-6213-8115

✉ chihiro.tsukada@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：事業再構築法制を巡る近時の議論動向

経済産業省は、2024 年 6 月 28 日、多数決による金融債務の整理を可能とする法制（「事業再構築法制」）の整備に向けた検討を進めるべく「事業再構築小委員会」（「本委員会」）を設置し、同年 9 月 24 日に第 3 回会議を開催しました。

債務者が債務の整理を行う場合、商取引債権への影響や事業価値の毀損を回避するため、原則金融債権者のみを対象とする非公開手続である私的整理手続がこれまで活用されてきた一方で、同手続においては対象となる全債権者の同意が必要となることが事業再生の円滑化に向けた課題として指摘されてきました。

このため、内閣官房・新しい資本主義実現会議の下、2022 年に設置された「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」において、欧州の倒産前事業再生制度を

Client Alert

参考に、事業再構築法制の検討が進められ、同法制に関するパブリックコメントの募集も行われました。

今般設置された本委員会では、パブリックコメントにおける意見等も踏まえ、事業再構築法制の具体化に向けたさらなる議論が行われています。導入が検討されている新制度に関して、第3回会議までに議論された論点は多岐にわたりますが、例えば、以下の論点が議論されています。

- ① 新制度と既存制度（事業再生 ADR 等）の棲み分け
- ② 新制度を利用可能な債務者の適格性
- ③ 対象債権の範囲（商取引債権を除外するか）
- ④ 担保付債権の取扱い（担保により保全されている債権額分についても議決権に含めるか等）
- ⑤ 一時停止の仕組み（裁判所が関与する強制力のある一時停止とするか、事業再生 ADR のような任意の一時停止を選択できる制度とするか等）
- ⑥ 事業再構築に係る計画案の可決要件（債権額要件に加え頭数要件を求めるか等）

上記各論点の方向性を含め、本委員会における今後の議論を踏まえ、どのような形で事業再構築法制が具体化されるのか引き続き注視する必要があります。

パートナー 片桐 大

☎ 03-6266-8774

✉ dai.katagiri@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 原田 昂

☎ 03-6266-8512

✉ takashi.harada@mhm-global.com

9. M&A : 「中小 M&A ガイドライン」の改訂

2024 年 8 月 30 日、中小企業庁は、「[中小 M&A ガイドライン](#)」の改訂を公表しました。

中小企業庁は、中小企業の事業承継・M&A の活発化に向けた政府の支援の一環として、M&A の手続ごとに異なる当事者の役割、トラブル発生時の対応等を記載した「事業引継ぎガイドライン」を 2015 年 3 月に策定し、2020 年 3 月には、後継者不在の中小企業の M&A を通じた第三者への事業の引継ぎを促進するために、同ガイドラインを全面改訂した「中小 M&A ガイドライン」を策定しました。

このたび、不適切な譲受側の存在や経営者保証に関するトラブル、M&A 専門業者による過剰な営業・広告等の課題に対応するため、中小企業向けのガイダンス及び仲介者・FA（フィナンシャル・アドバイザー）向けの留意事項等を拡充した改訂版（「本改訂」）が公表されました。

Client Alert

具体的な改訂内容としては、中小企業向けに、仲介者・FA の業務内容・質等の確認の重要性や、手数料の交渉の必要性等について追記されたほか、最終契約・クロージング後に当事者間でのトラブルとなり得るリスク事項の解説が盛り込まれております。また、譲渡側の経営者保証の扱いについて、留意事項の詳細が追記されております。

本改訂は、2024年6月28日に開催された中小企業の事業承継・M&Aに関する検討会の第1回検討会で示された取組方針の一環として行われたものであり（当検討会の詳細については、当事務所 [Client Alert 2024年8月号 \(Vol.128\)](#) の「9. M&A：中小企業の事業承継・M&Aに関する検討会の設置」もご参照ください。）、引き続き、中小企業の事業承継・M&Aの活発化に向けた政府による支援の動向に注視することが必要と考えられます。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 藤井 啓樹

☎ 03-6266-8941

✉ keiki.fujii@mhm-global.com

10. キャピタル・マーケット：公開買付開示ガイドライン・パブコメ結果の公表

金融庁は、2024年9月17日、「公開買付けの開示に関する留意事項について（公開買付開示ガイドライン）」（「本ガイドライン」）及びコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方（「本パブコメ」）を公表しました。

本ガイドライン案からの変更点

当事務所 [Client Alert 2024年7月号 \(Vol.127\)](#) 「公開買付開示ガイドライン（案）の公表」では、パブリックコメント手続前の同ガイドラインの案（「本ガイドライン案」）をご紹介しますが、本ガイドライン案から本ガイドラインにかけて以下の文言修正がなされています。

（対象者における公開買付けに対する意思決定の過程並びにその内容及び理由）

第1-3-3【買付け等の目的】には、対象者が公開買付けに賛同する意向を示している場合には、賛同するに至った意思決定の過程並びにその内容及び理由（中略）が記載されることが一般的である。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

（中略）

④ 対象者が過去の同種案件のプレミアム率を踏まえて公開買付価格の公正性・合理性を検討した場合には、当該過去の同種案件の範囲及び内容が明らかになるように、当該過去の同種案件の選出方法（同種案件として選出された取引の種類、採用した過去案件の対象

Client Alert

期間及び件数を含む。)及び当該プレミアム率(複数の同種案件における平均値や中央値を参照した場合には、当該具体的な値)が記載されているか審査する。

この場合において、公開買付価格のプレミアム率が過去の同種案件のプレミアム率のうち全部又は一部を大幅に下回るにもかかわらず場合に、対象者において当該公開買付価格に公正性・合理性があると認めた場合には、当該判断に至った理由(過去の同種案件のプレミアム率を下回ることへの評価を含む。)が具体的に記載されているか審査する。

かかる修正は、公開買付価格のプレミアム率が過去の同種案件のプレミアム率のうち全部又は一部を下回る場合に応募推奨に至ることが適切ではないとの前提があるように読めるとの指摘があったことを踏まえ、比較対象である過去の同種案件のプレミアム率の水準を公開買付価格のプレミアム率が大幅に下回っている場合には、対象者にてより一層丁寧な説明がなされることが適切であるという趣旨を明確化するものとされています。

事前相談申込表等の公表

さらに、本パブコメにおいて、事前相談に係る運用の透明性を高める必要があるとの指摘を受けて、2024年10月1日、関東財務局のウェブサイトにおいて、事前相談申込表のフォーマットが公表され、公開買付けの公表日のおおむね2週間前(買付資金が自己資金ではない場合には3週間前)までに所定の担当部署に提出をするよう案内がなされました¹⁰。

本ガイドラインは2024年10月1日から適用が開始しており、本パブコメにおいて運用上留意するとされた事項も少なくないことから、今後の実務の動向に注視が必要です。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ risa.morita@mhm-global.com

アソシエイト 橋川 文哉

☎ 03-6266-8559

✉ fumiya.kitsukawa@mhm-global.com

¹⁰ <https://fb.mof.go.jp/kantou/disclo/pagekthp00400042.html>

Client Alert

11. 税務：「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A」の改訂

2024年9月、国税庁は、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A」（「本 Q&A」）の改訂版を公表しました。

当該「国際最低課税額に対する法人税」とは、令和5年度税制改正において国内法制化された制度であり、所定の要件を満たす多国籍企業グループ等を対象として、その子会社等が軽課税国に所在する場合に、当該軽課税国での税負担が基準税率15%に至るまで、日本に所在する親会社等に対して上乗せ課税を行う制度です。

今回の主な改訂は、令和6年度税制改正において、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等がその所在地国において自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合において、当該所在地国の法令が一定の要件を満たすとき、その対象会計年度のその構成会社等の所在地国に係るグループ国際最低課税額は、零とすることができる規定（法人税法82条の2第6項）、すなわち国際最低課税額に対する法人税の適用免除基準が新設されたことに対応するものです。

具体的には、その要件とされている QDMTT 会計基準（同項1号）及び整合性基準（同項2号）の要件充足の判断に関する QA が追加されています（本 Q&A の Q15(1)及び(2)）。特に要件充足の確認方法につき、上記の両基準は、OECD が公表した2023年7月ガイダンスにおける「QDMTT Accounting Standard」及び「Consistency Standard」にそれぞれ対応するものであるところ、それらを満たした自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準の対象となる国又は地域が OECD のホームページにおいて公表される予定であり、QDMTT 会計基準及び整合性基準の要件を判定する場合の参考となるという点は、実務上重要な点と思われます。

なお、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税含むグローバル・ミニマム課税の概要につきましては、当事務所の [TAX LAW NEWSLETTER 2023年2月号 \(Vol.54\)](#) においてもご紹介しておりますのでご参照ください。

<参考資料>

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A（令和6年9月改訂）

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/hojinzei_qa/pdf/02.pdf

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 捨田利 拓実

☎ 03-5293-4862

✉ takumi.shatari@mhm-global.com

Client Alert

12. 国際訴訟・仲裁：米国における Mass Arbitration（集団仲裁）の近時の動向

近時、主に米国において、数百人又は数千人といった多数の個人が、例えば大手 e コマース事業者のような B to C 企業に対し、同一又は類似の事実に基づく多数の仲裁を個別に申し立てる「Mass Arbitration」（「集団仲裁」）に関して、企業側の対抗策や仲裁機関の動向が注目を集めています。

従前、米国においては、紛争解決条項において Class Action（集合代表訴訟）を排除し個別の仲裁に紛争を付託する旨の合意をすることが、企業側の Class Action への対抗策の一つとして考えられていましたが、集団仲裁はこれを逆手にとり、代理人となる弁護士が潜在的な申立人を広く募る等して、同時に個別・大量の仲裁申立てを行い、多数の請求に対する企業側の対応を困難にするとともに、仲裁機関への多額の管理費用の支払いを強いることで早期和解への圧力とすることが、消費者側の戦略の一つとなっています。

これに対し企業側では、そもそも仲裁の利用自体を諦めて裁判で紛争解決をするよう利用規約を変更したようなケースもありますが、中には、消費者との間の契約や利用規約において、一定数以上の類似の仲裁申立てがなされる集団仲裁の局面につき、一部の事件のみを抜粋して仲裁手続を実施・解決し、その結果を残りの事件に反映させるという“Bellwether”条項と呼ばれる規定を入れたり、仲裁申立てを何件かごとに併合して処理し、仲裁費用は併合後の事件数を基準に発生する旨明記する、といった対策を講じる企業が現れるようになってきました。

この Bellwether 条項のような企業側の対策は、米国の裁判所において有効性が争われており、事案により裁判所の判断は分かれています。例えば、30 件以上の類似の仲裁申立てがあった場合に 10 件を抽出して審理・判断し、残事件は調停に付されて上記 10 件の結果を踏まえて解決が目指され、さらに当事者は調停後に手続から opt-out して改めて裁判を受けることもできる、という International Institute for Conflict Prevention and Resolution（CPR）の提供するプロトコルを採用した条項が有効と判断された例がある一方、申立人と被申立人がそれぞれ 5 件ずつを選択し、当該 10 件の仲裁事件が解決されるまでは他の仲裁申立てが遮断される、との条項が、不合理に企業側を利するものとして無効と判断された例もあります。

米国の各仲裁機関では、上記の CPR のプロトコルのように、紛争当事者が集団仲裁をより合理的に処理できるよう、規則等の整備を進めています。例えば、米国仲裁協会国際紛争解決センター（AAA-ICDR）は、2024 年 1 月 15 日に施行された集団仲裁に関する補則において、集団仲裁の局面で、手続費用を含む手続問題について判断する手続仲裁人（process arbitrator）の役割を拡大するとともに、件数が増大するに従い負担が軽減されるような新たな費用スケジュールを採用しました。また、Judicial Arbitration and Mediations Services Inc.（JAMS）も、2024 年 5 月 1 日に施行された集団仲裁に関する手続ガイドラインにおいて、事件の併合等を含む決定を行う手続裁定者（process administrator）の権限や、仲裁人が同時に複数事件の仲裁人になることで仲裁人任命費

Client Alert

用を軽減し、被申立人企業側の負担を軽減できる費用スケジュール等について規定しました。ただ、企業側としては、このような仲裁機関と各規則等を用いても、集団仲裁の規模によっては、依然として莫大な仲裁費用のリスクは残ることに留意する必要があります。

以上のように、米国で消費者等に対し事業を行う企業は、対消費者の契約や利用規約で単純な仲裁条項を採用している場合、集団仲裁のリスクや上記のような対抗策について改めて検討すべき状況にあります。我が国においては、少なくとも現時点において、米国ほど Class Action や集団仲裁のリスクが顕在化はしていませんが、特に B to C 企業にとっては将来的に類似の問題に直面するリスクも否定し得ず、米国における集団仲裁の今後の展開が注目されます。

パートナー 辰野 嘉則

☎ 03-6266-8785

✉ yoshinori.tatsuno@mhm-global.com

アソシエイト 齊藤 理木

☎ 03-5220-1925

✉ rick.saito@mhm-global.com

13. 国際通商／経済安全保障：技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築

2024年9月6日、経済産業省貿易経済安全保障局経済安全保障政策課技術調査室は、技術管理強化のための官民対話スキームを構築すべく、関連省令等の改正・制定に関する意見公募を行いました。当該意見公募は2024年10月5日で締め切られていますが、関連する省令等は10月中旬ごろに公布され、2ヶ月の周知期間を置いて制度を施行する予定となっております。

意見公募の概要資料によれば、今回の官民対話スキームの背景にあるのは、技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなるという点、また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念があるという点です。そのような懸念に対応すべく、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話することを目的としています。

他方で、産業界の負担等も考慮し、事前報告の対象とする取引は、技術の種類と取引の行為類型の両面から、厳にリスクの高いものに絞り込まれています。具体的には、他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ技術（当初は、①積層セラミックコンデンサ（MLCC）、②SAW及びBAWフィルタ、③電解銅箔、④誘電体フィルム、⑤チタン酸バリウム粉体、⑥炭素繊維、⑦炭化ケイ素繊維、⑧フォトレジスト、⑨非鉄金属ターゲット材、⑩走査型電子顕微鏡（SEM）及び透過型電子顕微鏡（TEM））を対

Client Alert

象とした上で、当面は、現地子会社・合併会社への製造移転、他国企業への製造委託・ライセンス供与等、他国での製造、製品開発を可能とする技術移転に限定して事前報告義務を課すこととされています。対象となる技術には、リスト規制技術に比して相当広汎なスペックのものも含まれている点に留意が必要です。

新制度に基づく事前報告は技術移転の実行時ではなく、関連する契約の締結前までに行う義務があり、さらに事前報告に先立ってできる限り早期に官民対話を開始することが推奨されています。事前報告を受けた経産省は、技術流出が懸念される場合には、事前報告から原則 30 日以内に、キャッチオール規制に基づく輸出許可申請を求めるインフォームを行うことができます。

新制度は、リスト規制技術よりも幅広い技術について、かつ、実際の技術移転よりも早い時点において外為法上の報告義務を課すものであり、従前輸出管理コンプライアンスを徹底している事業者においても、意図しない報告漏れが生じるおそれがあります。製造業における合併事業や海外への製造拠点移転等を計画する場合には、新制度の適用の有無を十分事前に確認することが肝要です。

また、事前報告の対象となる技術や取引の範囲が今後拡大する可能性もありますので、制度施行後もその動向を注視することが必要です。

パートナー 東 陽介

☎ 03-6266-8599

✉ yohsuke.higashi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 井村 俊介

☎ 03-6266-8933

✉ shunsuke.imura@mhm-global.com

14. 米国：カリフォルニア州知事、「最先端の AI モデルの安心・安全なイノベーションに関する法律」案（SB1047）に拒否権を行使

カリフォルニア州においては、AI 規制を強化する方向の法案が多数、州議会において可決されています。その背景の中で、2024 年 9 月 29 日、カリフォルニア州知事は、一定の大規模な AI モデルの開発者に対して安全性評価の実施及びシャットダウン機能の実装等を義務付ける AI 規制法案「SB1047」（通称「最先端 AI モデルの安全で安心なイノベーション法」）に対して拒否権を行使しました。当該法案は、以下の項目を含む広範な義務を大規模な AI モデルの開発者に課すものであり、米国内において最も厳格な AI 安全性基準を設定し得るものでした。

- ① **安全性評価等の実施**：AI モデルの使用前に、AI モデルが重大な害を及ぼす可能性についての評価を実施する。毎年、第三者による監査を行う。
- ② **安全性に関する詳細なプロトコルの設定**：重大な危害等を防ぐために安全性に関する詳細なプロトコルを設定する。

Client Alert

- ③ **安全性に関するインシデントの報告義務**：AI の安全性に関するインシデントが発生した場合、発生から 72 時間以内にカリフォルニア州に対して報告する。
- ④ **即時の完全なシャットダウン**：安全性に一定の懸念が生じた場合に、対象モデルを即時かつ完全にシャットダウンできる機能を実装する。

SB1047 は、同年 8 月末にカリフォルニア州議会を通過したものの、ハイテク大手や複数の民主党の下院議員等から米国において成長している AI 産業の成長を後退させかねないとの懸念が示されていました。

カリフォルニア州において知事が法案に対して拒否権を行使した場合、60 日以内に上院・下院それぞれ 3 分の 2 以上の賛成を得れば、当該拒否権の行使を無効とすることができますが、そのような対応は直近 44 年間行われていないと認識しています。

なお、カリフォルニア州においては、SB1047 とは別に AI のトレーニングデータの透明性を求める AB2013 という法案が議会において可決されており、当該法案については、カリフォルニア州知事が署名をしています。AB2013 はカリフォルニア州の住民に生成 AI テクノロジーを提供する「開発者」に対して、AI テクノロジー又はサービスの開発及びトレーニングに使用されたデータセットの概要を含む文書をウェブサイトで公開することを義務付けています。適用対象となる場合には、2026 年 1 月 1 日までに公開が必要とされています。また、そのほかにも選挙関連の AI 規制法案（AB2355 等）、誤情報・ディープフェイク関連の法案（SB981 等）、俳優・パフォーマーの権利保護関連の法案（AB2602 等）等、多数の AI 関連の規制法案が州議会において可決され、州知事によって署名されています。

また、今後も、カリフォルニア州その他の州において SB1047 のような AI を規制する法案が提案される可能性もあり、米国内における今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347/+1-646-255-1156

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

パートナー 加賀美 有人

☎ 03-5223-7757/+1-646-255-1158

✉ aruto.kagami@mhm-global.com

パートナー 鈴木 信彦

☎ 03-6266-8952/+1-646-255-1159

✉ nobuhiko.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 輪千 浩平

☎ 03-6266-8750/+1-646-255-1163

✉ kohei.wachi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 早野 正隆

☎ 03-6212-8367/+1-646-255-1164

✉ masataka.hayano@mhm-global.com

Client Alert

15. 中国・アジア（タイ）：個人情報保護法（PDPA）施行以来初の行政罰の適用事例

タイの個人情報保護委員会（Personal Data Protection Committee：「PDPC」）は、2024年8月21日、タイ個人情報保護法（Personal Data Protection Act：「PDPA」）¹¹の違反による初の行政罰を科したことを発表しました。PDPAの違反による行政罰の実際の適用は、PDPAが2022年に全面的に施行されて以来初めての事例となり、現地でも注目されています。

PDPAの違反による初の行政罰の適用事例（「本件」）は、オンライン通販事業を行う現地企業（「本企業」）から、詐欺的な Scam Call を行う詐欺グループに、大量の個人情報が流出したという事例です。本件では、以下の義務違反につき、合計700万パーツ（約3,080万円¹²）の過料が科されており、初の事例にして、相応に高額な過料を科している点も注目されます。

(1) 情報漏洩時の報告義務違反：過料300万パーツ（約1,320万円）

データ管理者は、本人の権利及び自由に対するリスクを及ぼさない場合を除き、原則として、個人情報の侵害事象を認識してから72時間以内に、PDPCに報告する義務があります。

本企業は、その保有する顧客する大量の顧客情報（10万人超）が漏洩したにもかかわらず、適時にPDPCへの報告を行っていませんでした。

(2) データ保護責任者の任命義務違反：過料100万パーツ（約440万円）

大規模な個人情報を取り扱う業務を行うデータ管理者等には、PDPAの遵守に関する助言、個人情報の収集、利用又は開示の履行状況の調査、問題発生時のPDPC事務局との折衝等を職務とするデータ保護責任者（DPO）の選任が義務付けられています。

上記の漏洩事案に基づき、PDPCが本企業の法令遵守体制について確認を行ったところ、本企業は、データ保護責任者の選任が必要であったにもかかわらず、選任していないことが発覚しました。データ保護責任者選任義務のある事業者はその選任者等についてPDPCに通知することとされており、現在多くの企業がデータ保護責任者選任を行っている中で、この選任義務の不遵守は目立った違反になると思われます。

¹¹ PDPAについては、[MHM Asian Legal Insights 第96号（2019年3月号）](#)及び[第156号（2023年10月号）](#)をご参照ください。

¹² 円建て表記は、執筆時の為替レート（1パーツ=4.40円）で換算したものとなります。

Client Alert

(3) 適切なセキュリティ対策の実施義務違反：過料 300 万バーツ（約 1,320 万円）

データ管理者は、無権限者による個人情報へのアクセスや個人情報の改変又は開示等
を避けるための適切なセキュリティ対策を実施し、必要に応じて、当該セキュリティ対
策の確認及びシステムのアップデート等を行う必要があります。「必要なセキュリティ
対策」の具体的な基準は、PDPA の下位規則において定められています。

PDPC の行った本企業の法令遵守体制の確認の中で、本企業は必要なセキュリティ対
策も講じていないと判断され、本罰則の適用となりました。

PDPA の施行以来、PDPC には 660 件を超える PDPA 違反に関する通報・告発が寄せ
られていたにもかかわらず、PDPC はここまで一定の調査は行いつつも、実際の罰則の
適用までは行ってきませんでした。本件においては一転して、行政罰の適用がなされ
ました。このことは、PDPC が PDPA を周知する段階から違反行為に対して厳格な執行
を行う段階に移行したことを示す、大きなマイルストーンといえるという見方もあり、
日系企業においても、タイでの事業に関して個人情報を取り扱う事業者は、より一層、
PDPA の遵守状況を継続的に監視することが重要となります。

パートナー 細川 怜詞

☎ +65-6593-9467（シンガポール）

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

アソシエイト 松田 雄大

☎ +66-2-009-5135（バンコク）

✉ yudai.matsuda@mhm-global.com

16. 新興国（中東）：サウジアラビアの新投資法

2024 年 8 月、サウジアラビアでは新投資法（Investment Law）を制定することが公
表されました。同法は、2025 年 2 月頃に施行される予定です（新投資法 16 条。以降、
新投資法の条文を引用しています。）。新投資法は、サウジアラビアの「Vision 2030」の
うち、国内投資戦略（National Investment Strategy）を踏まえたものであり、既存の外国
投資法（Foreign Investment Law、「旧投資法」）に置き換わるものです。新投資法で
は、国内外の投資家の平等的な取扱い、外国投資家の投資要件の緩和等が規定されてい
ます。本号では、サウジアラビアにおける投資法の改正についてご紹介します。

旧投資法は、外国投資家のみを対象としたものであり、特定の領域におけるビジネス
に対する投資は制限されていました。また、外国投資家は、サウジアラビア国内企業に
対して投資を行うためには、サウジアラビアの投資機関（Ministry of Investment、「MISA」）
が発行するライセンスを取得する必要がありました。

Client Alert

一方で、新投資法は、国内投資家と外国投資家の双方を対象にしたものであり(1条)、その平等的な取扱いを確保することや投資家の権利を保護することが目的とされています(2条)。また、外国投資家を含め、投資家は、原則として自由な投資活動を行うことができ(3条)、各投資家に関連する投資関連情報は原則としてMISAが設置・管理する投資家名簿に登録される必要はありますが(7条1項・2項)、上記ライセンス取得は不要となります。なお、外国投資家が、MISAの公表する除外活動リストに含まれる投資活動を行おうとする場合には、MISAに対して申請し、承認を得なければならないものとされています(8条)、かかる申請・承認は、MISAが運営するワンストップサービスセンターを通じて行うことが可能となりました(7条4項)。

新投資法においては、投資家の権利として、知的財産権や機密情報の保護等が規定されているほか、投資家のための情報提供や透明かつ明確な苦情処理手続の確保等も規定されており、投資家の権利が旧投資法に比して強く保護されています(4条)。

新投資法は、サウジアラビアに対する投資要件を緩和し、また、投資家の権利を保護するものであり、サウジアラビアに対する投資拡大が期待されます。他方で、関連する施行規則やガイドライン等により、新投資法がどのように解釈・適用されるかについて、引き続き注視していく必要があります。

パートナー 西尾 賢司

☎ 03-6266-8762

✉ kenji.nishio@mhm-global.com

アソシエイト 野々口 華子

☎ 03-6266-8712

✉ hanako.nonoguchi@mhm-global.com

アソシエイト 白崎 翔

☎ 03-5220-1931

✉ sho.shirasaki@mhm-global.com

アソシエイト 若林 慶太郎

☎ 03-5220-1974

✉ keitaro.wakabayashi@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『インド M&A 入門～外資規制、DD の典型論点や契約交渉のポイントも踏まえて～』
開催日時 2024 年 10 月 10 日（木）10:00～12:00
講師 御代田 有恒
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『【関連する事業者が理解しておくべきポイント】CCS 事業法と同法を踏まえた法的リスク分析』
開催日時 2024 年 10 月 10 日（木）10:00～12:00
講師 鮫島 裕貴
主催 株式会社日本ナレッジセンター

- セミナー 『押さえておくべき不正・不祥事対応の要点～社内調査の実務上のポイントを踏まえて～』
開催日時 2024 年 10 月 10 日（木）14:00～16:00
講師 木山 二郎
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『サイバーセキュリティリスクと平時・有事における情報開示（第 99 回監査役全国会議）』
開催日時 2024 年 10 月 11 日（金）13:30～15:00
講師 蔦 大輔
主催 公益社団法人日本監査役協会

- セミナー 『企業における公務員との関わり方とコンプライアンス～「渡す」・「受けとる」の勘所、最新の法改正についても解説～』
開催日時 2024 年 10 月 11 日（金）14:00～17:00
講師 今泉 憲人
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『AI・NFT・メタバースのビジネス展開における知的財産権』
開催日時 2024 年 10 月 11 日（金）16:20～17:50
講師 増田 雅史
主催 立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科

Client Alert

- セミナー 『AI 規制とブロックチェーン—EU AI Act を中心として』
開催日時 2024 年 10 月 15 日（火）13:00～17:00
講師 増田 雅史
主催 合同会社 Nonagon Capital

- セミナー 『【オンライン／会場】実務担当者のための日本・グローバルの個人情報保護規制入門講座～つまずきやすいポイントに留意しつつ解説致します～』
開催日時 2024 年 10 月 15 日（火）14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『Web3・メタバース領域とソフトロー』
開催日時 2024 年 10 月 15 日（火）18:20～20:05
講師 増田 雅史
主催 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻

- セミナー 『ランサムウェア感染時に経営的視点からやるべきことを考える（Networld X 2024）』
開催日時 2024 年 10 月 16 日（水）13:00～14:00
講師 蔦 大輔
主催 株式会社ネットワーク

- セミナー 『カーボン・クレジットとの関係 脱炭素に向けた世界的潮流 GX-ETS 「排出量取引制度の法制化に向けた議論の最前線」』
開催日時 2024 年 10 月 16 日（水）13:00～16:00
講師 鮫島 裕貴
主催 JPI（日本計画研究所）

- セミナー 『テーマ別コーポレート戦略セミナー 2024 年度第 4 回「NY から見たサステナビリティの国際トレンドと米国大統領選挙」』
開催日時 2024 年 10 月 18 日（金）15:00～17:00
講師 梅津 英明
主催 一般社団法人経団連事業サービス

Client Alert

- セミナー 『「個人情報取扱担当者向け養成講座」～担当者として理解しておくべき国内外の法規制とプライバシーガバナンスについて解説～』
開催日時 2024年10月21日（月）10:00～12:00
講師 北山 昇
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『基礎から解説 非金融機関のための OFAC 規制』
開催日時 2024年10月21日（月）14:00～17:00
講師 大川 信太郎、平田 亜佳音
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『サイバーセキュリティ関連法の最新動向と今後の見通し～ランサムウェア対応・サイバー安全保障など～（Security Days Fall 2024 Tokyo）』
開催日時 2024年10月22日（火）17:45～18:30
講師 蔦 大輔
主催 株式会社ナノオプト・メディア

- セミナー 『Web3 領域における海外規制動向』
開催日時 2024年10月22日（火）18:20～20:05
講師 増田 雅史
主催 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻

- セミナー 『第 5460 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「営業秘密侵害に関する刑事実務対応ー営業秘密の漏洩予防策から刑事告訴の実務までー』』
開催日時 2024年10月25日（金）13:30～16:30
講師 【森・濱田松本法律事務所】 今泉 憲人
【宇賀神国際法律事務所】 宇賀神 崇
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『生成 AI の企業法務～AI サービス利用企業の視点から～』
開催日時 2024年10月25日（金）13:40～14:40
講師 増田 雅史
主催 日本商工会議所（経済法規専門委員会）、東京商工会議所（商事取引・法規委員会）

Client Alert

- セミナー 【申込受付中】『EUのAI Act、Dataに関する最新法規制解説セミナーシリーズ・第3回「EUのサイバーセキュリティ法務：日本企業に対する影響」』

開催日時 2024年10月25日（金）15:30～16:30

講師 【Bird & Bird】 Berend Van Der Eijk 弁護士、Feyo Sickinghe 弁護士
【森・濱田松本法律事務所】 岡田 淳、田中 浩之、北山 昇、輪千浩平

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。（申込期限：2024年10月22日（火））

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『サイバーセキュリティ関連法の最新動向と今後の見通し～ランサムウェア対応・サイバー安全保障など～（Security Days Fall 2024 Nagoya）』

開催日時 2024年10月29日（火）13:00～13:45

講師 蔦 大輔

主催 株式会社ナノオプト・メディア

- セミナー 『Web3・メタバースの政策動向と将来展望』

開催日時 2024年10月29日（火）18:20～20:05

講師 増田 雅史

主催 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻

- セミナー 『実務の転換期に備える！下請法の基本と実務対応ポイント』

開催日時 2024年10月29日（火）14:00～15:00

講師 柿元 将希

主催 株式会社アビタス、株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO（共催）

- セミナー 『企業のハラスメント対策の最先端－最新の事例と対応上の留意点－』

開催日時 2024年10月30日（水）10:00～12:00

講師 奥田 亮輔

主催 株式会社金融財務研究会

Client Alert

- セミナー 『サイバーセキュリティへの脅威とインシデント対応の法律実務～
ケースを元に具体的な対応を解説～』
開催日時 2024年11月5日(火) 10:00～12:00
講師 蔦 大輔
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『ヘルスケア事業への参入と法務実務で気を付けるべきポイント～
ヘルスケアアプリ、健康食品から医療機関との提携まで～』
開催日時 2024年11月6日(水) 10:00～12:00
講師 徳田 安崇
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『ESG不動産投資の最新動向～データセンター開発と再エネ電源
の活用～』
開催日時 2024年11月6日(水) 13:00～15:30
講師 蓮本 哲、野間 裕巨
主催 株式会社新社会システム総合研究所

Client Alert

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

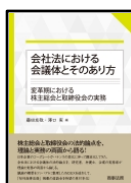
- 本 『労働災害対応 Q&A 企業と役員の実務』(2024年7月刊)



出版社 経団連出版

著者 安倍 嘉一、奥田 亮輔、五十嵐 充、大屋 広貴 (共著)

- 本 『会社法における会議体とそのあり方—変革期における株主総会と取締役会の実務』(2024年8月刊)



出版社 株式会社商事法務

著者 澤口 実 (共著)

- 本 『明日話したくなる個人情報のはなし』(2024年8月刊)



出版社 株式会社清水書院

著者 蔦 大輔、岡野 貴明 (編著)、塩崎 耕平、高橋 玲哉 (執筆)

- 本 『海外進出企業のための外国公務員贈賄規制ハンドブック[第2版]』
(2024年8月刊)



出版社 株式会社商事法務

著者 石本 茂彦、宇都宮 秀樹、山田 徹、小島 義博、秋本 誠司、小山 洋平、眞鍋 佳奈、梅津 英明、川村 隆太郎、佐藤 貴哉、井上 淳、竹内 哲、臼井 慶宜、岸 寛樹、園田 観希央、西本 良輔、高宮 雄介、鈴木 幹太、細川 怜嗣、佐藤 浩由、黒田 大介、田中 亜樹、金山 貴昭、御代田 有恒、福田 剛、立川 聡、内田 義隆、今泉 憲

Client Alert

人、山本 健太、千原 剛、大林 尚人、澤 和樹、筑井 翔太、湯浅 哲、芳川 雄磨、西村 良、松尾 博美、重富 賢人、石田 祐一郎、橘川 文哉、瀧山 侑莉花、仲谷 佳奈子、平田 亜佳音、福江 真治、森 康明、山下 泰周、柴 巍、蘇 春維、高松 レクシー、コリン・トレハーン（共著）

- 本 『2025年版 くらしの豆知識』（2024年9月刊）



出版社 独立行政法人国民生活センター

著者 増田 雅史（共著）

※「生成 AI とは」の執筆を担当

- 論文 「座談会 不正調査実務の現状と課題（上）第三者委員会等に関する論点」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2366

著者 山内 洋嗣（共著）

- 論文 「中国最新法律事情（280）事業者独占禁止コンプライアンス指針」

掲載誌 国際商事法務 Vol.52 No.7

著者 鈴木 幹太、塩崎 耕平、吉 佳宜（共著）

- 論文 「パネルディスカッション AI事業者ガイドライン 第1部 AI事業者ガイドラインの解説」

掲載誌 NBL No.1270

著者 岡田 淳

- 論文 「クロスセクター・サイバーセキュリティ法（第9回）サイバーセキュリティ×危機管理—外部からのサイバー攻撃を念頭に」

掲載誌 NBL No.1270

著者 山内 洋嗣、蔦 大輔、今泉 憲人、門田 航希（共著）

- 論文 「事業性融資の推進等に関する法律の概要（上）—企業価値担保権を中心に」

掲載誌 NBL No.1270

著者 飯島 隆博（共著）

Client Alert

- 論文 「事業性融資の推進等に関する法律の概要（下）—企業価値担保権を中心に」
掲載誌 NBL No.1271
著者 高倉 佑介（共著）
- 論文 「日本政府ガイドラインとの比較で理解する CSDDD」
掲載誌 NBL No.1272
著者 塚田 智宏
- 論文 「論説 調査報告書から浮き上がる内部通報制度の問題点」
掲載誌 金融法務事情 No.2239
著者 宮田 俊、佐藤 浩由、加瀬 由美子（共著）
- 論文 「公開買付制度に関する令和 6 年金商法改正と今後の展望」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.10
著者 近澤 諒、逸見 優香（共著）
- 論文 「サプライチェーン全体での対応が必要？労務費転嫁のための価格交渉に関する指針」
掲載誌 企業会計 Vol.76 No.8
著者 塩崎 耕平
- 論文 「上場会社の非公開化をめぐる近時の主な論点」
掲載誌 企業会計 Vol.76 No.9
著者 保坂 泰貴
- 論文 「不動産 M&A の概要と留意点」
掲載誌 企業会計 Vol.76 No.10
著者 白井 俊太郎
- 論文 「公開買付けの予告（予告 TOB）に関する事例分析（下）」
掲載誌 資料版商事法務 No.484
著者 笠間 周子、坂尻 健輔、保坂 泰貴、江角 航介、朝倉 利哉、岩佐 建希、内田 麻璃子、橘川 文哉、伊藤 竜之介（共著）

Client Alert

- 論文 「2024年金融商品取引法の改正—公開買付制度及び大量保有報告制度について—」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.36 No.9
著者 笠間 周子
- 論文 「「対話で学ぶ」「知らなきゃ困る」グローバル個人情報保護規制(21)最終回 生成AIと個人情報保護規制対応」
掲載誌 会社法務 A2Z No.207
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、相川 勇太(共著)
- 論文 「東京都カスハラ防止条例の概要予想と企業対応のポイント」
掲載誌 BUSINESS LAWYERS
著者 井村 俊介、嶋村 直登(共著)
- 論文 「不動産M&Aの法務ポイント—不動産の譲渡との比較も踏まえた、不動産事業者が認識すべき留意点—」
掲載誌 MARR online
著者 白井 俊太郎
- 論文 「連載 テクノロジー×著作権理解を深めるキーワード⑤クローラによる収集を拒絶する技術」
掲載誌 月刊コピーライト No.760 Vol.64
著者 岡田 淳
- 論文 「非容易推考説と技術的貢献説の協調運用～進歩性判断の第三の道の模索」
掲載誌 パテント 第77巻第8号
著者 時井 真
- 論文 「企業間の会食・贈答のルール「ギフトコンプライアンス」のポイント」
掲載誌 月刊 研究開発リーダー 第221号
著者 今泉 憲人

Client Alert

- 論文 「親族等に事業承継する者がいない場合などに検討すべき M&A とその法務と税務」
第4回 事業譲渡・会社分割スキーム
第5回 事前の株式の集約
第6回 スクイーズアウト
第7回 基本合意書のポイント
第8回 株式の所有権の帰属
掲載誌 国税速報 第6809号～第6813号
著者 第4回 小山 浩、高橋 悠（共著）
第5回 小山 浩、高橋 悠、河野 隆太郎（共著）
第6回 小山 浩、高橋 悠、中村 太智（共著）
第7回 小山 浩、高橋 悠、若林 慶太郎（共著）
第8回 小山 浩、高橋 悠、中村 太智（共著）

- 論文 「〈社会安全フォーラム「公共空間化」するサイバー空間の安全安心の確保—官民の多様な主体連携〉講演3 サイバー攻撃被害企業における当局との連携」
掲載誌 警察学論集 Vol.77 No.7
著者 蔦 大輔

- 論文 「欧州「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」が企業活動や社会に与える影響について」
掲載誌 アイユ Vol.398
著者 塚田 智宏

- 論文 「企業実務・判例 Review〈検討判例〉社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件（最高裁二小令6.4.26判決労判1308号5頁）～使用者は職種限定合意に反して配転命令する権限を有しないものとされた事例～」
掲載誌 労働判例 No.1310
著者 西本 良輔

- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例 - 第393回 アメリカン・エアラインズ（再雇用拒否と定年後再雇用契約の成否）事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 大屋 広貴

Client Alert

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Corporate Immigration Laws and Regulations 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Corporate Immigration Laws and Regulations 2024 11th Edition
著者 濱 史子、上田 雅大、五十嵐 充、南谷 健太（共著）
- 論文 「Global Legal Insights - Mergers & Acquisitions 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights - Mergers & Acquisitions 2024
著者 東 陽介、足立 悠馬（共著）
- 論文 「International Real Estate - Japan」
掲載誌 Real Estate Practice Area Guide
著者 佐伯 優仁
- 論文 「Japan's DPA publishes interim summary of amendments to data protection regulations」
掲載誌 International Association of Privacy Professionals (IAPP)
著者 田中 浩之、塩崎 耕平（共著）
- 論文 「Lexology In-Depth: Lending and Secured Finance Edition 10 – Japan Chapter」
掲載誌 Lexology In-Depth: Lending and Secured Finance Edition 10
著者 青山 大樹、松田 悠希、高石 脩平（共著）
- 論文 「Chambers Global Practice Guide Power Generation, Transmission & Distribution 2024 - Trends and Developments」
掲載誌 Chambers Global Practice Guide Power Generation, Transmission & Distribution 2024
著者 小林 卓泰、岡谷 茂樹、村上 祐亮、野間 裕亘（共著）
- 論文 「Lexology In-Depth: Shareholder Rights and Activism Review Edition 9 – Japan Chapter」
掲載誌 Lexology In-Depth: Shareholder Rights and Activism Review Edition 9
著者 松下 憲

Client Alert

- 論文 「Lexology In Depth: International Trade Law Edition 10 - Japan Chapter」
掲載誌 Lexology In Depth: International Trade Law Edition 10
著者 宮岡 邦生、井村 俊介、木内 遼、徐 由、平田 亜佳音、齊藤 理木（共著）
- 論文 「Lexology Panoramic: Project Finance 2025 - Myanmar Chapter」
掲載誌 Lexology Panoramic: Project Finance 2025
著者 武川 丈士、キンチョー・チー、テツテツ・アウン、ジュリアン・バレンジー、ニルマラン・アミルタネサン（共著）
- 論文 「Lexology Panoramic: Project Finance 2025 - Vietnam Chapter」
掲載誌 Lexology Panoramic: Project Finance 2025
著者 岸 寛樹、ハ・ティ・ヅウン、ニルマラン・アミルタネサン、ファム・ティ・ハー・ヴァン（共著）
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Data Protection Laws and Regulations 2024 - Indonesia Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Data Protection Laws and Regulations 2024 11th Edition
著者 アバディ・ティスナディサストラ、ヌル・プラヨガ・モコギンタ（共著）
- 論文 「Japan - Cookies & Similar Technologies 2024」
掲載誌 OneTrust DataGuidance Edition 2024
著者 岡田 淳
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2024 – Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2024
著者 林 浩美、湯川 昌紀（共著）
- 論文 「Lexology In-Depth: Restructuring Edition 17 - Japan Chapter」
掲載誌 Lexology In-Depth: Restructuring Edition 17
著者 川端 遼、原田 昂、石田 祐一郎（共著）

Client Alert

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Private Wealth 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Private Wealth 202
著者 大石 篤史、酒井 真（共著）

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Construction & Engineering Laws 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Construction & Engineering Laws 2024
著者 蓮本 哲、内津 冬樹、富永 勇樹（共著）

- 論文 「The Legal 500: Artificial Intelligence Country Comparative Guide 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 The Legal 500: Artificial Intelligence Country Comparative Guide 2024
著者 田中 浩之、輪千 浩平、市川 雄一、高橋 玲哉（共著）

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- IFLR1000 2024 にて高い評価を得ました

当事務所の各分野と弁護士が日本において以下の通り高い評価を受けております。

さらにシンガポール、タイ（Chandler MHM Limited）及びベトナムにおいても以下の分野と各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。

分野

JAPAN

(Tier 1)

Banking、Capital markets : Debt、Capital markets : Equity、Capital markets : Structured finance and securitisation、M&A、Private equity、Project development、Project finance、

THAILAND

(Tier 1)

Banking and finance、Projects、Restructuring and insolvency

(Tier 2)

M&A

(Tier 3)

Client Alert

Capital markets : Debt、Capital markets : Equity

VIETNAM

(Tier 4)

M&A

(Notable)

Banking and finance、Projects

弁護士

JAPAN

- Banking
 - Market leader: 佐藤 正謙
 - Highly regarded: 竹野 康造、諏訪 昇、小澤 絵里子、武川 丈士、青山 大樹、根本 敏光
 - Expert consultant : 前田 博
 - Notable practitioner: 丸茂 彰、植田 利文

- Banking and finance
 - Rising star partner: 白川 佳、松田 悠希

- Capital markets
 - Market leader: 鈴木 克昌
 - Highly regarded: 武川 丈士

- Capital markets -Debt
 - Highly regarded: 安部 健介、藤津 康彦、田井中 克之、石橋 誠之

- Capital markets -Equity
 - Highly regarded: 安部 健介、尾本 太郎、宮田 俊、石橋 誠之
 - Notable practitioner: 天野 園子
 - Rising star partner: 佐伯 優仁、五島 隆文

- Capital markets - Structured finance and securitisation
 - Market leader: 佐藤 正謙
 - Highly regarded: 諏訪 昇、小澤 絵里子、江平 享、根本 敏光
 - Rising star partner: 倉持 喜史

Client Alert

- REIT
 - Highly regarded: 尾本 太郎、根本 敏光

- Investment funds
 - Highly regarded: 三浦 健

- M&A
 - Market leader: 鈴木 克昌
 - Highly regarded: 河井 聡、棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、内田 修平、根本 敏光、松下 憲
 - Notable practitioner: 丸茂 彰、戸嶋 浩二、篠原 倫太郎、林 宏和、熊谷 真和、関口 健一、東 陽介、邊 英基、福田 剛

- Private equity
 - Highly regarded: 棚橋 元、石綿 学、松下 憲
 - Notable practitioner: 林 宏和、邊 英基、福田 剛

- Financial and corporate
 - Notable practitioner: 邊 英基

- Projects
 - Market leader : 小林 卓泰

- Projects : Energy
 - Highly regarded: 武川 丈士
 - Expert consultant : 前田 博

- Project development
 - Highly regarded: 岡谷 茂樹

- Project development: Infrastructure
 - Highly regarded: 武川 丈士
 - Expert consultant : 前田 博

- Project finance
 - Highly regarded: 武川 丈士、岡谷 茂樹、村上 祐亮
 - Expert consultant: 前田 博
 - Notable practitioner: 島 美穂子

Client Alert

- Rising star partner: 末廣 裕亮

▪ Restructuring and insolvency

- Highly regarded: 棚橋 元

SINGAPORE

▪ Capital markets – Debt

- Expert consultant: トニー・グランディ

▪ Capital markets – Equity

- Expert consultant: トニー・グランディ

THAILAND

▪ Banking

- Market leader: ジェッサダー・サワッディポン

- Highly regarded: ジョセフ・ティスティウォン、プラーニー・クリンラット、
スパトラー・サターポンナーノン

▪ Banking and finance

- Notable practitioner: サランポーン・チャイアナン

- Rising star partner: ティップアパー・リムビチャイ

▪ Capital markets

- Highly regarded: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク、タナナン・タマ
キアット

▪ M&A

- Highly regarded: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク

- Notable practitioner: パヌパン・ウドムスワンナクン

▪ Project development

- Highly regarded: ジョセフ・ティスティウォン

▪ Project finance

- Market leader: ジェッサダー・サワッディポン

- Highly regarded: ジョセフ・ティスティウォン、プラーニー・クリンラット、
スパトラー・サターポンナーノン

Client Alert

- ・ Restructuring and insolvency
 - Notable practitioner: スパルーク・ラグサリゴーン
 - Rising Star Partner: ナティー・シーラチャルアン、タワチャイ・ブーンマヤパン

VIETNAM

- ・ M&A
 - Highly regarded: グエン・ゴック・フック
 - Notable practitioner: 西尾 賢司
 - Rising star partner: ハ・ティ・ツウン

➤ asialaw 2024 にて高い評価を得ました

当事務所は asialaw 2024 にて Outstanding firm として紹介され、当事務所と当事務所の弁護士が以下の分野及び業種において高い評価を得ております。

さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ベトナム、インドネシア (ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto)、フィリピン (Tayag Ngochua & Chu, a member firm of Mori Hamada & Matsumoto) においても同様に高い評価を得ております。

分野

JAPAN

<Practice area>

(Outstanding)

Banking and finance、Capital markets、Competition/antitrust、Construction、Corporate and M&A、Dispute resolution、Investment funds、Labour and employment、Regulatory、Restructuring and insolvency、Tax

(Highly recommended)

Intellectual property、Private equity

<Industry sector>

(Outstanding)

Banking and financial services、Consumer goods and services、Energy、Real estate

(Highly recommended)

Infrastructure、Insurance、Media and entertainment

(Recommended)

Pharmaceuticals and life sciences、Technology and telecommunications

Client Alert

THAILAND

<Practice area>

(Outstanding)

Banking and finance、Corporate and M&A

(Highly recommended)

Construction、Dispute resolution、Labour and employment、Restructuring and insolvency

(Recommended)

Capital markets

<Industry sector>

(Outstanding)

Banking and financial services、Energy、Infrastructure

(Highly recommended)

Aviation and shipping、Consumer goods and services、Industrials and manufacturing、Insurance、Real estate、Technology and telecommunications

弁護士

JAPAN

<Practice area>

- Banking and finance
 - Elite practitioner: 佐藤 正謙
 - Distinguished practitioner: 石川 直樹、青山 大樹
 - Notable practitioner: 岡谷 茂樹、末廣 裕亮

- Capital markets
 - Elite practitioner: 鈴木 克昌
 - Distinguished practitioner: 尾本 太郎、根本 敏光
 - Notable practitioner: 藤津 康彦
 - Rising star: 佐伯 優仁

- Competition/antitrust
 - Distinguished practitioner: 伊藤 憲二

- Corporate and M&A
 - Elite practitioner: 石綿 学
 - Distinguished practitioner: 棚橋 元、大石 篤史

Client Alert

- Notable practitioner: 土屋 智弘、戸嶋 浩二、松下 憲

- Dispute resolution
 - Distinguished practitioner: 関戸 麦
 - Rising star: ダニエル・アレン

- Energy
 - Distinguished practitioner: 小林 卓泰

- Infrastructure
 - Elite practitioner: 前田 博

- Intellectual property
 - Distinguished practitioner: 三好 豊
 - Notable practitioner: 岡田 淳

- Investment funds
 - Elite practitioner: 三浦 健
 - Distinguished practitioner: 竹野 康造、大西 信治

- Labour and employment
 - Distinguished practitioner: 高谷 知佐子

- Private equity
 - Elite practitioner: 石綿 学
 - Distinguished practitioner: 棚橋 元

- Real estate
 - Distinguished practitioner: 小澤 絵里子、蓮本 哲
 - Rising star: 内津 冬樹

- Regulatory
 - Rising star: 山内 洋嗣、堀尾 貴将

- Restructuring and insolvency
 - Elite practitioner: 藤原 総一郎
 - Notable practitioner: 稲生 隆浩

Client Alert

- Tax
 - Distinguished practitioner: 大石 篤史

<Industry sector>

- Energy
 - Notable practitioner: 岡谷 茂樹
- Real estate
 - Distinguished practitioner: 尾本 太郎
 - Notable practitioner: 藤津 康彦
 - Rising star: 佐伯 優仁
- Pharmaceuticals and life sciences
 - Rising star: 堀尾 貴将

THAILAND

<Practice area>

- Banking and finance
 - Elite practitioner: ジェッサダー・サワッディポン
 - Distinguished practitioner: ジョセフ・ティスティウオン
 - Notable practitioner: スパトラー・サターポンナーノン
 - Rising star: サランポーン・チャイアナン
- Capital markets
 - Distinguished practitioner: ドウアンポーン・プラセートソムスック
- Corporate and M&A
 - Distinguished practitioner: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク
 - Notable practitioner: 秋本 誠司
 - Dispute resolution
 - Notable practitioner: ワリー・シンシリクン
 - Rising star: ナティーン・シーラチャルアン
- Real estate
 - Distinguished practitioner: タナナン・タマキアット

<Industry sector>

- Energy

Client Alert

- Elite practitioner: ジェッサダー・サワッディポン
- Distinguished practitioner: ジョセフ・ティスティウオン
- Notable practitioner: スパトラー・サターポンナーノン
- Rising star: サランポーン・チャイアナン

VIETNAM

<Practice area>

- Corporate and M&A
 - Notable practitioner: ハ・ティ・ヅウン
 - Rising star: 西尾 賢司

INDONESIA

<Practice area>

- Banking and finance
 - Notable practitioner: アバディ・ティスナディサストラ

THE PHILIPPINES

<Practice area>

- Competition/antitrust
 - Notable practitioner: Carlos Martin Tayag

➤ ALB Asia M&A Rankings 2024 にて高い評価を得ました

Thomson Reuters が発行する ALB (Asian Legal Business) Asia 2024 年 9 月号の特集記事「ALB Asia M&A Rankings 2024」にて、当事務所が高い評価を受けました。さらに、タイ (Chandler MHM Limited) 及びベトナムにおいても上位グループにランキングされております。

Japan Domestic : Tier 1

Thailand : Tier 2

Vietnam : Notable Firm

➤ Who's Who Legal: Capital Markets 2024 にて高い評価を得ました

Who's Who Legal: Capital Markets 2024 において、以下の弁護士が各カテゴリで International Leader に選ばれました。

- Debt and Equity: 鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之
- Structured Finance: 佐藤 正謙

Client Alert

- AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」における「MORI HAMADA ライブラリー」提供開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」）は、株式会社 LegalOn Technologies（本社：東京都渋谷区 代表取締役 執行役員・CEO：角田望、以下「LegalOn Technologies 社」）が提供する、法務業務全体を包括的に支援する AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」において MHM が作成する法務コンテンツを搭載した「MORI HAMADA ライブラリー」の提供を 9 月 12 日より開始することをお知らせいたします。

LegalOn Cloud において MHM が提供する「MORI HAMADA ライブラリー」では、まずは、M&A や国際取引に関するひな形、各種会社法関連書類、それらに付随する解説記事などの法務コンテンツを搭載する予定です。M&A 関連や国際取引などのより複雑かつ高い専門性が求められる案件について、必要な書式・解説を提供することで企業法務を支援いたします。これにより、複雑かつ専門性の高い案件での適切な契約リスクのコントロールや、スピード感のある対応を支援できるものと考えております。

MHM はクライアントの皆さまに対し、今後も業務に役立つ実用的な法務コンテンツを提供し、企業法務の支援を行ってまいります。

LegalOn Technologies 社プレスリリースは[こちら](#)

- 吉田 和央 弁護士が一般社団法人金融財政事情研究会「保険ロイヤーフォーラム」理事に就任しました
- 増田 雅史 弁護士が NFT 部会 法律顧問として策定に関与した「NFT ビジネスに関するガイドライン 第 3 版」が、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 (JCBA) より公表されました
- 羽深 宏樹 弁護士がこども家庭庁 こども・子育て分野における生成 AI 利用等に係る調査研究における有識者検討委員会 座長に就任しました
- 増島 雅和 弁護士が特許庁 令和 6 年度産業財産権制度問題調査研究「研究開発型スタートアップにおけるオープンイノベーション促進のためのモデル契約書に関する調査研究」の検討に関する委員会委員に就任しました
- 板根 靖奈 弁護士が入所しました